

平成29年8月31日

関東信越厚生局

## 保険医療機関の行政処分について

平成29年8月30日、関東信越地方社会保険医療協議会に「保険医療機関の指定の取消」について諮問した結果、諮問のとおり答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分することを決定しましたのでお知らせします。

### 【行政処分の内容】

#### 1. 保険医療機関の指定の取消

- |              |                               |             |
|--------------|-------------------------------|-------------|
| (1) 名 称      | 医療法人社団郁栄会                     | ベイデンタルクリニック |
| (2) 所在地      | 千葉県千葉市美浜区高洲四丁目1番9号<br>郁栄ビル2階  |             |
| (3) 開設者      | 医療法人社団郁栄会                     | 理事長 寒竹 郁夫   |
| (4) 指定の取消年月日 | 平成29年9月1日                     |             |
| (5) 根拠となる法律  | 健康保険法（大正11年法律第70号）<br>第80条第6号 |             |

### 【行政処分に至った経緯】

個別指導において、出席した複数の保険医から歯科訪問診療に係る診療時間が実態と異なる旨の発言があったため、個別指導を中断し、訪問先の施設調査を実施したところ診療報酬明細書に記載されている訪問診療時刻には訪問していないことが強く疑われた。

個別指導を再開し、前回の個別指導に出席した複数の保険医に改めて歯科訪問診療実施時刻について確認したところ、実際の歯科訪問実施時刻ではなく、画一的な実施時刻をレセプトコンピュータに入力していた旨の発言があった。

これらのことについて、診療録に記載された歯科訪問診療実施時刻の妥当性に疑義が生じたことから、歯科訪問診療に係る診療報酬の不正請求が濃厚であると判断して個別指導を中止し、監査要綱の第3の1及び2に該当するものとして、平成26年4月24日から平成28年4月28日まで計10日間の監査を実施した。

結果として「行政処分の主な理由」に記載した事実を確認した。

### 【行政処分の主な理由】

当該保険医療機関の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)
- (2) 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて診療報酬を不正に請求していた。(振替請求)
- (3) 実際には歯科訪問診療を行っていない時刻に歯科訪問診療を行ったものとして、診療報

酬を不正に請求していた。(その他の請求)

(4) 保険医登録をしていなかった歯科医師による診療行為について、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

(5) 実際には訪問歯科衛生指導を行っていない時刻に訪問歯科衛生指導を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

#### 【診療報酬の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

件数 220件

不正請求額 1,881,864円

※ なお、監査で判明した以外分についても不正等請求があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。